

岩手県告示第499号

岩手県統計調査条例（平成20年岩手県条例第58号）第2条第3項の規定により、いわて女性の活躍促進に関するアンケート（以下「調査」という。）を次のとおり県基幹統計調査として指定した。

平成26年6月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査の目的 岩手県における女性の活躍促進に係る事業所等の現状とニーズを把握し、女性の活躍促進を効果的に進めるための基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査対象の範囲 県内の従業者規模10人以上の民営事業所1,000箇所（以下「調査対象事業所」という。）について調査を行う。
- 3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 事業所の名称、所在地、連絡先及び業種
 - イ 事業所の現状
 - (ア) 常用労働者数（男女別）
 - (イ) 管理職数（男女別）
 - (ウ) 役員数（男女別）
 - (エ) 女性登用目標の有無及び有の場合におけるその内容
 - (オ) 平均年齢（男女別）
 - (カ) 平均勤続年数（男女別）
 - (キ) 注記（各項目の定義が異なる場合は、その定義を記載）
 - ウ 女性の活躍促進について
 - (ア) 女性の管理職及び役員に関する事項
 - (イ) 女性従業員の職業意識の向上に関する事項
 - (ウ) 女性のキャリア形成（就業継続）に関する事項
 - (エ) 女性の能力発揮のための行政施策に関する事項
 - (2) 基準となる期日又は期間 平成26年6月30日現在又は平成25年度期末時点
- 4 報告を求めるもの 調査対象事業所の代表者又は管理責任者（以下「報告担当者」という。）
- 5 報告を求めるために用いる方法 知事が配布する別に定める調査票に報告担当者が記入し、提出する郵送調査方式により行う。
- 6 報告を求める期間 平成26年7月1日から同月31日まで